

行方市事業者支援一時金のお知らせ

【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている、市内に本社を置く法人又は市内に事業所を有する個人事業者で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事業者

- ① 主な収入を事業収入(営業等・農業)で申告した個人事業者
- ② 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者及び小規模企業者

【支給要件】

次に掲げる要件の全てに該当する事業者

- ① 2021年8月又は9月の月の事業収入(営業等・農業)が、2020年(又は2019年)の同月比で30%以上減少した事業者
- ② 申請日時点において行方市内で事業により収入を得ており、一時金の受給後も行方市内で事業を継続する意思があること。
- ③ 2021年8月又は9月の月の対比する月(2020年又は2019年)の年間事業収入が120万円以上の事業者

※茨城県新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金(8月～9月)の支給を受けた事業者、又は受ける予定がある事業者は対象外です。

【支給額】 1事業者一律10万円(1回限り)

【申請期限】 令和3年12月28日(火)

【申請・お問合せ先】

行方市役所北浦庁舎 商工観光課
0291-35-2111

※詳細は市ホームページの申請要領等をご確認ください。

(裏面も必ずご確認ください)

【必要書類】

- ①申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロード又は商工観光課に備え付けてあります。
- ②申告書類 ※税務署又は市役所の收受日付印, 電子申告の場合は受信通知があること。
 - (1)2020年(又は2019年)の確定申告書第一表又は市民税・県民税申告書
(個人事業者)
 - (2)2020年(又は2019年)の青色申告決算書又は収支内訳書(個人事業者)
 - (3)2020年(又は2019年)の8月又は9月をその期間内に含む事業年度の
確定申告書別表一及び法人事業概況説明書等 (法人事業者)
- ③対象月(2021年8月又は9月)の収入が確認できる売上台帳等
- ④市内で事業を営んでいることが確認できる書類
- ⑤住所地における完納証明書又は未納がない証明書(市内に事業所を有し,
かつ, 市外に住所を有する個人事業者に限る。)
- ⑥申請者本人名義の口座通帳の写し
- ⑦本人・代表者確認書類 (住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)
- ⑧代理の方が来庁する場合は, 委任状(任意用紙可), 来庁者の本人確認書類

【不支給要件】

- ①行方市暴力団排除条例(平成23年行方市条例第21号)に規定する暴力団
の関係者
- ②支給申請の時点において, 市税等に滞納がある事業者
- ③茨城県新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金(8月～9月)
の支給を受けた事業者, 又は受ける予定がある事業者

申請に当たっての留意点

申請前に, 必ず申請要領等をよく確認してください。

・青色申告(農業)・白色申告の個人事業者の方は, 2021年の対象月の収入と,
2020年(2019年)の月平均の収入を比較(事業収入金額÷事業月数)

※同月の収入との比較ではありません。

・虚偽の申請その他不正の行為により, 一時金の支給を受けたと認められる場合
には, 一時金の支給の決定を取り消します。

※詳細は市ホームページの申請要領等をご確認ください。

(裏面)